

宮 監 公 表 第 3 9 号
令 和 4 年 8 月 2 3 日

宮崎市監査委員 阪元 勇
宮崎市監査委員 荒木 敏
宮崎市監査委員 日高 透
宮崎市監査委員 山口 俊樹

定期監査措置状況の公表について

令和4年度定期監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

記

- 1 監査の対象部課等
地域振興部
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり

(報告様式1)

令和4年度定期監査指摘事項等についての措置状況通知書

令和4年度定期監査における指摘事項等については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：地域振興部)

指摘事項及び意見の内容	措置状況
<p>【意見】</p> <p>(地域振興部 地域コミュニティ課)</p> <p>公民館条例第7条に規定する「その他の公民館」の大集会室の床面積の3分の2を使用する場合における使用料について、同条例別表第3の備考には、使用面積が3分の2のときの算定に係る規定がなく、現状、備考第1項第2号の「3分の1以下のとき」を用いた運用がなされている。また、交流センターの多目的ホールなど、他の施設においても同様の運用が見受けられ、利用者にとって分かりづらいものとなっているため、運用と規定との整合が図れるよう、関係規定の整備も含めて検討されたい。</p>	<p>現行の運用を長年継続し、この運用が利用者である市民にも浸透していることから、運用と規程との整合が図れるよう、関係条例の改正に向けて関係部局間で検討を行う。</p>

令和4年7月20日

宮崎市監査委員 殿



宮崎市長 清山 知憲

